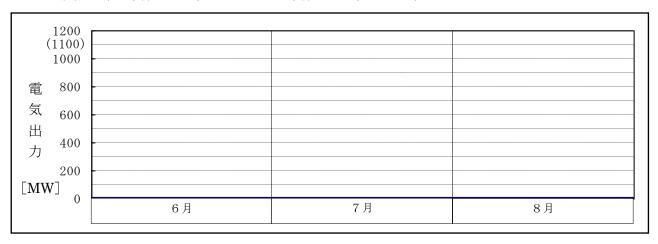
平成28年9月6日東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成23年2月6日より第4回定期検査を実施中
- 2. 電気出力(平成28年6月 ~ 平成28年8月)



3. その他

(1) ケーブルの不適切な敷設に関する原子力規制委員会からの評価結果について

- 当社は、原子力規制委員会より発出された指示文書等に基づき、ケーブルの不適切な敷設の状況について調査し、その結果等について3月29日に原子力規制委員会へ報告しております。
- これに対し、原子力規制委員会より、保安規定において品質保証計画に基づき保安活動を実施することが規制要求となった時点よりも以前に工事が実施されたものであることから、保安規定には違反しないものの、設計どおりに実施されていなかった点において、保安活動の業務プロセスに関し改善の余地があるものと評価されました。
- 当社といたしましては、このたびの原子力規制委員会の評価・指摘を真摯に受け止め、現在計画的に進めている再発防止対策を確実に取り組むことにより、業務品質のさらなる向上を図り、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

(2) 東通原子力発電所1号機における補助ボイラー(A)からの重油漏えいについて

- 平成28年7月23日,東通原子力発電所1号機の補助ボイラー建屋(管理区域外)において,14時40分頃,補助ボイラー *1 (A)から重油が漏えいしていることを確認しました。その後,補助ボイラー(A)を停止し,重油の漏えいが停止したことを確認しました。
- 本事象による環境への影響はありません。

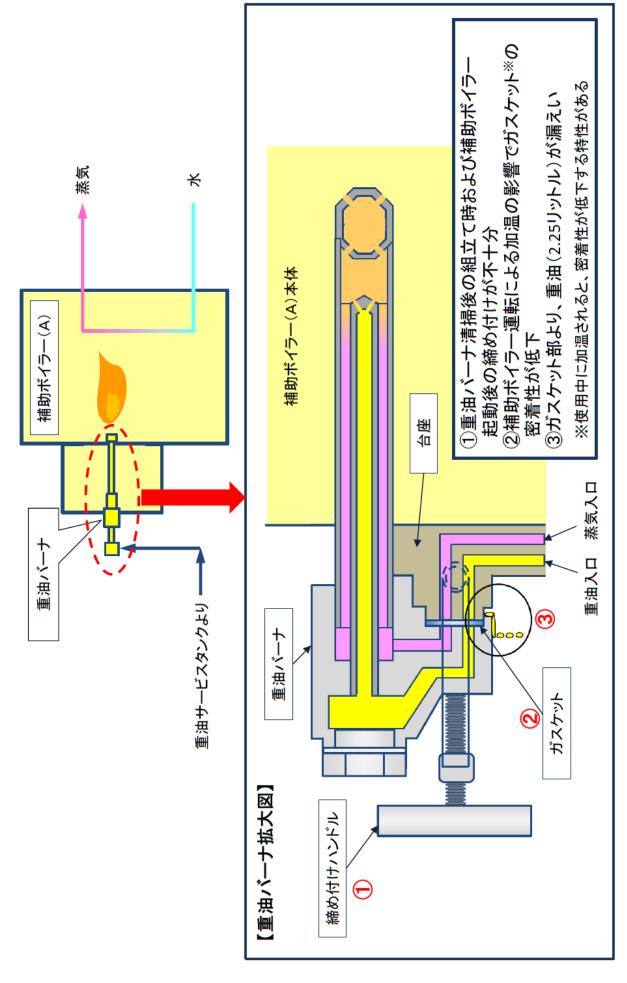
- 重油の漏えい量は、当初、保守的な評価により約6リットルと推定しておりましたが、消防署立会いのもとで実測した結果、2.25リットルであることを確認しました。
- 調査の結果, 重油バーナと重油バーナを補助ボイラーに取り付けるための台座の継手部(以下,「当該継手部」という。)から重油が漏えいしたことを確認しました。
- ➤ 原因は, 重油バーナ清掃後の組立て時および補助ボイラー (A) の起動後に行った 当該継手部の締め付けが不十分であったことに加え, 補助ボイラー運転による加温 の影響でガスケット^{※2}の密着性が低下したためと推定しました。
- ▶ また,当該継手部の締め付けが不十分となった原因は,締め付け作業は手締めで行っており,締め付け力が数値で明確になっていなかったことによるものです。
- 上記の原因に対して、以下の再発防止対策を実施いたしました。
 - ▶ 当該継手部の締め付け力を適正に管理するため、管理値を定めるとともに、管理方法を手順書に明記する。
 - ▶ 当該継手部について管理値に基づく締め付けを確実に行うため,締め付け部の構造をハンドルタイプからトルクレンチ*3による締め付けが可能となるようにボルトタイプのものに変更する。
- ▶ 補助ボイラー(B)についても同様の対策を講じる。
 - ※1 補助ボイラー: 重油を燃料とし、純水を蒸気に変える設備で、計2台設置されている。作られた蒸気は、発電所の暖房に使用されるほか、 廃液を処理するための加熱用蒸気として用いられ、放射性物質は含まれていない。
 - ※2 ガスケット: 当該継手部の密着性を持たせるための部材。当該ガスケットは、 使用中に加温されると、密着性が低下する特性がある。
 - ※3 トルクレンチ:ボルト等を所定の力で締め付けるための工具。

以 上

- (別紙1) 東通原子力発電所1号機における補助ボイラー(A) からの重油漏えいに係る 推定原因について
- (別紙2) 東通原子力発電所1号機における補助ボイラー(A) からの重油漏えいに係る 再発防止対策の概要について

詳細については、当社ホームページから確認することができます。 (http://www.tohoku-epco.co.jp)

東通原子力発電所1号機における補助ボイラー(A)からの 重油漏えいに係る推定原因について

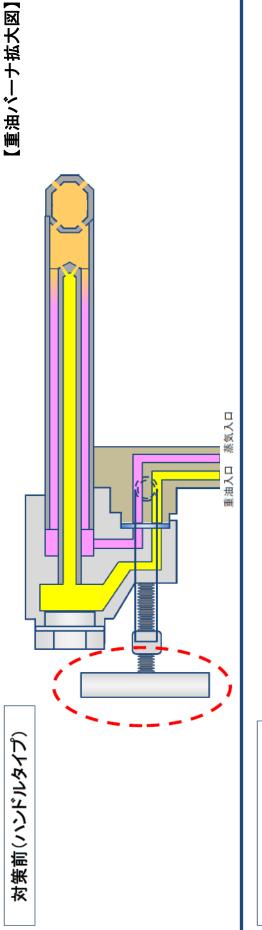


東通原子力発電所1号機における補助ボイラー(A)からの 重油漏えいに係る再発防止対策の概要ついて

) 選

- 締め付け力の管理値を定めるとともに、管理方法を手順書に明記。 締め付け部をボルトタイプのものに変更し、トルクレンチ※による締め付けを行う。(下図参照)

※ボルト等を所定の力で締め付けるための工具。



対策後(ボルトタイプ)

